

とよた市民後見人とは？

後見人等として判断能力が不十分な方に寄り添い、本人だけでは難しい福祉制度等の手続きや財産の管理を行い、その人らしく暮らせるように生活を守る市民のことです。

とよた市民後見人になる方の条件

- ☑ 社会福祉活動に理解と情熱がある
- ☑ 満25歳以上
- ☑ 豊田市内に在住・在勤している
- ☑ 研修の全日程に参加できる(原則)

基礎課程のみの受講も大歓迎！

基礎課程

午後1時～午後4時30分(原則)

2025年7月19日(土)～10月18日(土)

全7回

1日目

7月19日(土)

- 午後1時～午後1時10分 開講式
- 午後1時10分～午後1時40分 オリエンテーション
- 午後1時40分～午後2時40分 ① 豊田市の市民後見活動の理念
- 午後2時40分～午後2時50分 ② 権利擁護と成年後見制度
- 午後2時50分～午後4時20分 ③ 本人の理解(認知症)

2日目

8月2日(土)

- 午後1時～午後2時30分 ④ 高齢者支援 ※事例検討含む
- 午後2時40分～午後4時10分 ⑤ 障がい者総合支援法と本人の理解(知的障がい)

3日目

8月16日(土)

- 午後1時～午後2時30分 ⑥ 本人の理解(精神障がい)
- 午後2時40分～午後4時10分 ⑦ 医療機関と公的医療保険制度

4日目

8月30日(土)

- 午後1時～午後3時 ⑧ 意思決定支援と在宅医療
- 午後3時10分～午後4時10分 ⑨ 介護保険制度

5日目

9月6日(土)

- 午後1時～午後2時30分 ⑩ 法律知識の基礎(民法)
- 午後2時40分～午後4時10分 ⑪ 対人支援の方法

6日目

9月20日(土)

- 午後1時～午後4時 ⑫ 市民による意思決定支援の活動の実際

7日目

10月18日(土)

- 午後1時～午後2時30分 ⑬ 本人を支える権利擁護支援の仕組み
- 午後2時40分～午後3時40分 豊田市社会福祉協議会の取組
- 午後3時40分～午後4時 実務講座の説明



豊田市社会福祉協議会
豊田市成年後見支援センター

〒471-0877 豊田市錦町1丁目1番地1(※日・月・祝休み)

TEL. 0565-63-5566 / FAX. 0565-33-2346 / MAIL. s-shien@toyota-shakyo.jp

【公共交通機関でお越しの方】

- ・愛知環状鉄道新豊田駅または名鉄豊田市駅より徒歩約20分
- ・豊田市駅からは西口の5番バス乗り場より「豊田市福祉センター行き」おいでんバスで直通
- ・名鉄上挙母駅より徒歩約10分 / 愛知環状鉄道新上挙母駅より徒歩約15分

後見人になりたい方は受講必須！

実務課程

午後1時～午後4時30分(原則)

2025年11月1日(土)～12月20日(土)

全6回

1日目

11月1日(土)

- 午後1時～午後1時30分 ⑭ 豊田市役所福祉部の話
- 午後1時30分～午後4時 ⑮ グループワーク・発表
「後見人等の役割を考えよう①」

2日目

11月8日(土)

- 午後1時～午後4時 ⑯ グループワーク・発表
「後見人等の役割を考えよう②」

3日目

11月29日(土)

- 午後1時～午後4時 ⑰ とよた市民後見人の実務1

4日目

12月6日(土)

- 午後1時～午後4時 ⑱ とよた市民後見人の実務2

5日目

12月中の平日

- 午後2時～午後3時 ⑲ 家庭裁判所の役割

6日目

12月20日(土)

- 午後1時～午後4時 とよた市民後見人の実務
まとめ
- 午後4時～午後4時20分 修了式



Google Map /

【お車で越しの方】 駐車場 333台

- ※ 利用台数に限りがございますので、可能な限り、乗り合わせや公共交通機関のご利用をお願いいたします。
- ※ 車いすをご利用など配慮が必要な方は、その旨をご記入ください。

